

十和田八幡平国立公園
(十和田八甲田地域)

公園計画変更書

[一部変更]

(環境省案)

令和5年 月 日
環 境 省

目 次

第 1	公園計画の変更	1
1	変更理由	1
2	事業計画の変更内容	2
(1)	施設計画	2
ア	利用施設計画	2
(ア)	道路（歩道）	2
a	歩道	2

第1 公園計画の変更

1 変更理由

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田連峰から構成される「十和田八甲田地域」と、その南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田湖、八甲田連峰の原生的な自然環境、奥入瀬の溪流美を中核とした十和田八甲田地域が、我が国を代表する傑出した自然の風景地として十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に多様な火山景観を中核とする八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称された。

十和田八甲田地域は、カルデラ湖、火山性連峰、原生的な自然林及び峡谷を風景型式とし、火山活動に関わる景観要素（成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等）、水に関わる景観要素（カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等）、その他の景観要素（原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の文化景観等）から構成される。

本公園では平成28年度より国立公園満喫プロジェクトを推進している。十和田八幡平国立公園満喫プロジェクト地域協議会において、ステップアッププログラムを策定し、当該国立公園を代表する資源を有効に活用するための基本方針の一つとして「歩いて楽しむ」という視点を掲げている。今回の変更は、当該視点に基づき、前回4次点検（平成30年度実施）後、当該協議会で取組を進めてきた状況を踏まえて、道路（歩道）計画を変更するものであり、「国立公園の公園計画等の見直し要領」

（令和4年4月1日付け環自国発第2204016号）の2（3）イ「環境省が自然公園の保護又は適正な利用の観点から、政策的に規制、施設の直轄整備、利用拠点の整備改善又は自然体験活動の促進を早急に進めるために公園計画等を変更する必要がある場合」及び2（3）ウ「離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島振興計画や他の地域振興計画が策定又は変更され、自然的、社会的実情に照らして当該公園の保護又は適正な利用に資すると認められる場合」に該当するものであることから、公園計画の一部変更として行うものである。

2 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 道路

a 歩道

次の歩道を追加する。

(表1：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
31	赤沼線	起点－青森県十和田市（仙人橋） 終点－青森県十和田市（蔦温泉園地園路合流点）	赤沼	赤沼への登山道として整備する。

次の歩道を変更する。

(表2：道路（歩道）変更表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月 日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
12	十和田湖外 輪山線	起点－青森県十和田市（宇 樽部） 終点－青森県平川市及び秋 田県鹿角郡小坂町（滝の沢 峠）	十和田山、赤岩、甲 岳台、発荷峠、白雲 亭、元山峠	昭 55.3.14	12	十和田湖外 輪山線	起点－青森県十和田市（十和田 山） 終点－青森県平川市及び秋 田県鹿角郡小坂町（滝の沢峠）	赤岩、甲岳台、発荷 峠、白雲亭、元山峠	十和田湖外輪山探勝 と十和田湖展望のた めのルートとして整 備する。	一部を東北自然歩道 線へ編入するため。
28	東北自然歩 道線	起点－青森県十和田市 （焼山・国立公園境界） 終点－秋田県鹿角郡小坂町 （滝の沢・歩道合流点）	石ヶ戸、銚子大滝、 子ノ口、大壘石、ム ジシ	平2.8.18	28	東北自然歩 道線	起点－青森県十和田市 （焼山・国立公園境界） 終点－秋田県鹿角郡小坂町 （滝の沢・歩道合流点） 終点－青森県十和田市 （休屋・集団施設地区境界）	石ヶ戸、銚子大滝、 子ノ口、大壘石、ム ジシ、十和田山、宇 樽部	東北自然歩道として 整備する。	東北自然歩道の利用 を促進するため。